

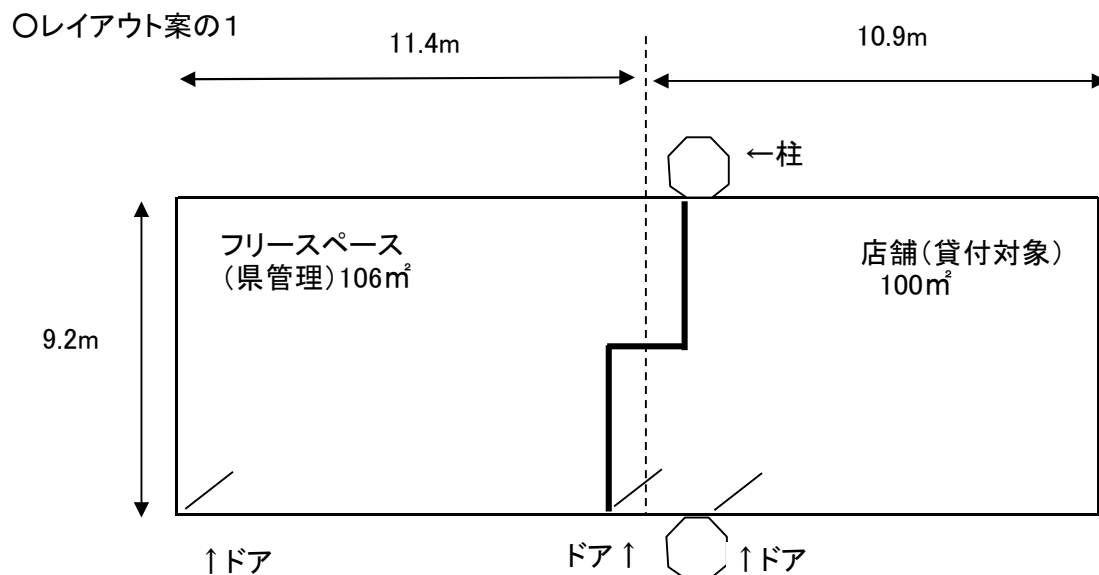
設備諸条件一覧表

区分	項目	内容
建築	既存仕上 (床)	<ul style="list-style-type: none"> ・長尺ビニルシート貼り→床材は、はがして引渡します。 ・積載荷重:2,900N/m² ・溝はつりは不可。コア抜きについては要協議とします。
	(壁)	<ul style="list-style-type: none"> ・柱型:コンクリート打放し→現況渡し ・壁:コンクリート打放し、EP塗装／一部ビニルクロス ・一部スチールパーテーション
	(天井)	<ul style="list-style-type: none"> ・石こうボード、EP塗装→現況渡し
	※注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者において、店舗部分と打合せスペース部分(県管理)の境に、間仕切りを設置してください。 ・設置箇所(別図1) ・参考仕様 ①明確に区画できる材料、形状とすること。形状は、事業者が個別空調を設置することを前提とすること。 ②店舗部分と打合せスペース部分の間は、行き来ができるようにドア等を設置すること。店舗閉店時に、事業者において施錠すること。
電気	照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗部分照明について、既存流用の場合は、4階EPS内に検針用の既存子メーターがあります。照明器具の維持管理は事業者の負担とします。 ・新設する場合は、配線配管工事、照明器具、検針用子メーターの設置及び管理は、事業者の負担とします。(施工方法は要協議)
	電灯・動力設備	<p>【既存設備容量で足りる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が自ら、西館4階の主幹ブレーカ2次側より分岐し、電灯ブレーカ(1φ3WMCCB100AT)、動力ブレーカ(3φ3WMCCB100AT)及び検針用子メーターを設置してください。(施工方法は要協議) ・配線配管工事、施設内電灯分電盤・動力盤、検針用子メーターの設置及び管理は、事業者の負担とします。 ・貸付面積を外れる部分は、別途、有料での使用許可対象です。 <p>【既存設備容量では不足の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が自ら、西館地下1階電気室予備ブレーカより電源工事(距離約105m)を行ってください。(施工方法は要協議) ・電源工事、施設内電灯分電盤・動力盤、検針用子メーターの設置及び管理は、事業者の負担とします。 ・貸付面積とは別途、有料での使用許可対象です。
	情報通信設備 (電話)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が自ら外線電話引込工事を行うこととします。 ・県において、内線電話1台を設置します。
	(火災報知設備)	<ul style="list-style-type: none"> ・県において設置工事及び保守点検を行います。
	空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が自ら施設内の冷暖房及び空調管理に必要な設備を設置・管理することとします。
機械	※注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>室外機は、西館4階ひさし部分に設置可能です。</u> ・<u>貸付面積とは別途、有料での使用許可対象です。</u>

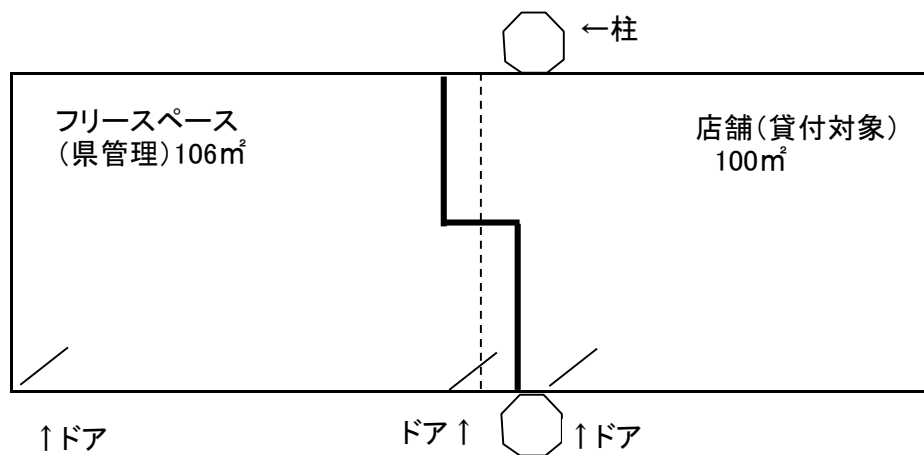
機械	換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の排気ダクト(220mm×200mm)は使用可。 ・既存ダクトによらず窓部分に新たなダクトが必要な場合は要協議とします。
	衛生設備 (給水)	<ul style="list-style-type: none"> ・水 源: 県庁舎井水 ・分岐可能箇所: 4階現厨房部分(別図2) ・給水管口径 : 80A(天井) ・子メーター: 要設置 ※店舗部分まで、25A(天井)の既存給水管があるため、利用可能。
	(排水)	<ul style="list-style-type: none"> ・排水方法: 自然流下 ・接続可能箇所: 店舗部分(別図2) ・排水管口径: 75A(床下) ※厨房を設置する場合は、グリストラップを設置のこと。
	(ガス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスの使用不可。
防災	消防設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、屋内消火栓設備一式
サイン等	サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・出入り口の「サイン・色彩」はコンビニエンスストア通常仕様のものについて設置(貼り付け)可能です。
	看板	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗外側の看板は、可動式のものには設置可能です。 ・貸付面積とは別途、有料での使用許可対象です。
その他	E V	<ul style="list-style-type: none"> ・西館1階から人荷用エレベータあり(定員17名、容量1,500kg)
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
	喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内分煙(西館屋上階に喫煙所あり)
	火気	<ul style="list-style-type: none"> ・裸火、ガスの使用不可(熱源は電気とする。)

「間仕切り」の設置箇所(西館4階)

- ・ ----- 下記点線が、店舗面積100㎡の基準区画線です。
- ・ 入口ドアとの取り合いにより、若干の変更は可能とします。
- ・ 参考に、下記のとおりレイアウトを例示します。



○レイアウト案の2



フリースペース(県管理)イメージ図(西館4階)

- ・面積 106㎡
- ・座席数 34席程度
- ・令和5年11月時点では執務室として利用。令和6年4月以降、フリースペースとして復旧を予定。

